

第 2 4 回 農業委員会定例総会

開催日時	令和 7 年 5 月 2 2 日（木） 午後 1 時 3 0 分開会
開催場所	佐川町役場 2 階大会議室
出席委員	農業委員 出席 7 名 1 番藤原 健祐 2 番田村 和弘 3 番森田 有紀 4 番氏原 延 5 番田村 公史 8 番藤田 省三 9 番北添 正男 農地利用最適化推進委員 出席 1 2 名 田村 幸生 味元 健清 田村 宮幸 森 正彦 邑田 昌平 中村 修 岡村 建介 山口 修二 伊藤 洋章 田村 泰富 岩佐 誠志 北添 秀紀
欠席委員	農業委員 欠席 2 名 6 番澤村 重隆 7 番横畠 悦子 農地利用最適化推進委員 欠席 2 名 森 正彦 永田 和道
事務局	事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩 会計年度任用職員 大原 彰子
日程	第 1 開会 第 2 議事録署名委員選任 第 3 報告 第 4 議事 第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件 第 2 号議案 農業者年金加入推進部長選定に関する件 第 3 号議案 令和 6 年度最適化活動の点検・評価（案）に関する件

	第４号議案 地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件 第５ その他 第６ 閉会
会長	定刻になりましたので、これより第２４回農業委員会定例総会を開催します。 本日は６番澤村重隆委員、７番横畠悦子委員、農地利用最適化推進委員の永田和道委員の３名から欠席の報告が入っています。 定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。 日程第２．議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第２０条第２項の規定により、８番藤田省三委員と１番藤原健祐委員、を指名します。 つづきまして、日程第３．報告に移ります。事務局より報告をお願いします。
藤本局長	それでは、日程第３．報告事項につきまして、報告します。 報告事項１．本月中の会議と主たる処理事項につきましては、８日に農振除外に関する現地調査があり、高知県農業基盤課より２名、産業振興課より担当が１名、農業委員会より私と前田係長が参加しました。 こちらに関しましては、農振除外後に５条転用申請となる２件が対象となり、場所は虎杖野と桂となりますが、桂に関しましてはその後取り下げ願が提出されました。 １３日には認定農業者新規認定に関する面談が役場において開催され、事務局より私と前田係長が出席しました。 こちらに関しましては、対象がトマト農家となっています。

	１５日に認定農業者の再認定に関する面談が役場において開催され、事務局より私と前田係長が出席しました。 こちらに関しましては、５年の認定期間満了に伴う更新による再認定で、対象はショウガ農家となっています。 ２２日は、本日の定例総会となります。 また、その後の予定としまして、２３日には役場において認定農業者の変更認定に関する面談が開催予定で、私が参加予定です。２６日には日高村役場において令和７年度農業振興地域制度及び農地転用業務に係る担当者会に私が参加予定です。また、２８日から２９日にかけて、高岡郡協議会の輪番により、東京で開催される全国農業委員会会長大会に会長と事務局より前田係長が出席予定です。 つづきまして、報告事項２．賃貸借解約届３件について報告します。 貸し手や借り手、土地の情報については議案書に記載のとおりです。 なお、解約事由は１番が農地法第３条の申請のため、２番は借受人の体調不良のため、３番が耕作をしないためとなっています。 つづきまして、報告事項３．農地法第３条の３第１項の規定による届け出書６件について報告します。 なお、届出事由は全て相続となっています。 相続人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。 ５番と６番につきましては、持ち分２分の１ずつの相続となっています。 全てあっせん希望はありません。 報告は以上です。
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

5 番田村委員	報告事項Ⅰの中で話していた認定農業者の変更認定とはどういったものか。
前田係長	認定農業者は5年後の経営改善計画を作成し、その計画を達成するように経営を改善していくことになりますが、その計画の中で想定していなかった計画が発生した時、具体的には農業制度資金などを使って機械を購入したり、レンタルハウス事業などで新たにハウスを建てることになったりした時には、経営改善計画も変更することになります。その場合が、変更認定です。
会長	他に質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がないようなので、これで報告を終わります。 つづきまして、第Ⅰ号議案農地法第3条に関する件を議題とします。今回は委員に関する案件がありますので、複数回に分けて審議します。まずは5番のみを審議します。 事務局の説明を求めます。
前田係長	それでは、第Ⅰ号議案農地法第3条に関する件5番について説明します。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりで、贈与による所有権移転となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
Ⅰ 番藤原委員	5番について報告します。申請地は●●集落にあり、●●●●●●●●から半径500m以内の所にあります。現在は稲作や野菜を栽培している状態です。許可後も引き続き栽培する予定です。 譲受人は今回が初めての営農となる兼業農家ですが、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 栽培に必要な農機具類は親と共同利用し、地域との調和要件も問題ありません。

	以上のことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案５番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案５番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第１号議案６番の審議に移る前に、５番田村委員の退席を求めます。
	【５番田村委員退席】
会長	５番田村委員が退席しましたので、第１号議案６番を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	それでは、第１号議案農地法第３条に関する件６番について説明します。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。売買による所有権移転となっています。 反当たりの価格としましては、約４３万２千５百円となります。 行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
４番氏原委員	６番について報告します。申請地は●●集落にあり、●●●●から西南へ約２５ｍの所にあります。現在は前の方がショウガを栽培中で、許可後はショウガを収穫後に水稻を栽培する予定です。

	譲受人はニラを栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 栽培に必要な農機具類は全て保有しており、地域との調和要件も問題ありません。 以上のことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案６番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案６番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第１号議案７番の審議に移る前に、５番田村委員の着席と１番藤原委員の退席を求めます。
	【５番田村委員着席】 【１番藤原委員退席】
会長	５番田村委員が着席、１番藤原委員が退席しましたので、第１号議案７番を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	それでは、第１号議案農地法第３条に関する件７番について説明します。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。売買による所有権移転となっています。 反当たりの価格としましては、約２万７千４百円となります。 行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 説明は以上です。

会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
2 番田村委員	7 番について報告します。申請地は●●●集落にあり、●●●●●●から南東へ約 200 m の所にある山際の畑です。現在は草刈りをした状態で、許可後は家庭菜園をする予定です。 譲受人は米を栽培する専業農家です。常時従事日数を満たしており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 栽培に必要な農機具類は全て保有しており、地域との調和要件も問題ありません。 以上のことから、許可相当と判断しました。
藤本局長	7 番について、調査委員である永田推進委員に代わりまして、報告します。 申請地は●●集落にあり、●●●●●●●●●●●●●●●●から西へ約 150 m の所にあります。現在は耕起した状態で、許可後は水稻を栽培する予定です。 なお、現在の耕作者である●●●さんは苗の手配済みであり、譲受人もこれから苗の手配をしなければならないので、今年の耕作は●●●さんが行うことで双方了解済みです。 来年度から誰が耕作するかは双方の話し合いによります。 農作業に常時従事していませんが、栽培に必要な農機具類は保有していますが、足らない部分は作業委託を予定しています。 地域との調和要件は問題ないことから、許可相当と判断しました。 報告は以上です。
邑田推進委員	7 番について報告します。申請地は●●集落にあり、●●●●●●から北東へ約 200 m の所にあります。現在は草が生えている状態で、許可後は水稻を栽培する予定です。 その他は 5 番田村委員さんと同じです。

	以上のことから、許可相当と判断しました。
森推進委員	「当日は欠席であったが、後日、許可相当と判断する旨の調査報告書が事務局へ提出されている」
中村推進委員	7 番について報告します。申請地は●●●●集落にあり、●●●●●●●●から西に300mの範囲にあります。現在は草藪状態で、許可後は小さいところは家庭菜園を、大きいところは水稻を栽培する予定です。 その他は5番田村委員さんと同じです。 以上のことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案7番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案7番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第1号議案8番の審議に移る前に、1番藤原委員の着席を求めます。
	【1番藤原委員着席】
会長	1番藤原委員が着席しましたので、第1号議案8番から10番を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	それでは、第1号議案農地法第3条に関する件8番から10番について説明します。 なお、8番が行政書士の前田和さん、9番が行政書士の有光成美さん、10番が行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。全て売買による所有権移転となっています。

	反当たりの価格としましては、８番が約７７万５千１百円、９番が約５５万５千５百円、１０番が約１６８万５千３百円となります。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
味元推進委員	８番について報告します。申請地は●●●集落で、●●●●●●から南へ１００mの所にあります。現在は果樹や季節野菜を栽培中で、許可後は露地で果樹や季節野菜を栽培予定です。 譲受人は果樹や季節野菜を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は農地面積に対して十分に保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
藤本局長	９番について、調査委員である澤村委員に代わりまして、報告します。 申請地は●●集落にあり、●●●●●のすぐ裏側にあります。現在は広い畑はミカンや柿、つつじが植わっており、小さい畑の方は柿が１本植わっている状態で、許可後は広い畑は現状維持で、小さい畑は白菜やニンジン栽培する予定です。 譲受人は今回が初めての営農となりますが、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しており、地域との調和要件は問題ないことから、許可相当と判断しました。 報告は以上です。
田村営幸推進委員	１０番について報告します。申請地は●●集落で、●●●●●から南東へ約１００mの所にあります。現在は野菜を植えている状態で、許可後は野菜や花を栽培する予定です。

	譲受人は主に野菜を栽培しています。許可要件に問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案８番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案８番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第１号議案９番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案９番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第１号議案１０番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１０番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第２号議案農業者年金加入推進部長選定に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
藤本局長	第２号議案につきましては、毎年５月中に推進部長を選定し、農業会議へ報告するようになっております。 平成２７年度から令和６年度までの推進部長は議案書に記載のとおりです。

	昨年度は田村委員がやってくれましたが、今年度の推進部長につきまして皆様で選定していただけたらと思い、議案とさせていただきますので、よろしくお願いします。
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
1 番藤原委員	引き続いてやってもらいたい。
5 番氏原委員	異議なし。
田村宮幸推進委員	異議なし。
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、推進部長を田村公史委員に決定することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第2号議案は推進部長を田村公史委員に決定しました。 つづきまして、第3号議案令和6年度の最適化活動の点検・評価（案）に関する件について議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第3号議案につきましては、お手元にお配りの資料をご覧ください。 この点検・評価に際しては、各委員さんの担当地区ごとに、それぞれの目標面積や実績面積を、昨年提出物を参考に算定しています。皆様にご確認いただいて、問題がなければ農業会議へ提出し、農業会議の了解をもらえれば県へ提出し、町のホームページでも公表することになります。 問題がなければ、この内容で農業会議へ報告しますが、皆様のご意見をお聞かせください。
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案につきまして、事務局に一任することに賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第３号議案につきましては、事務局に一任することに決定しました。 つづきまして、第４号議地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
藤本局長	第４号議案につきましては、今年３月３１日付けで公告された地域計画について、農振除外や転用の計画をしている農地を地域計画から除外するよう、変更の申出が産業振興課へ提出されています。 地域計画の内容を変更する際には、農業経営基盤強化促進法第１９条及び第２０条に基づき、農業委員会が、町から変更に係る目標地図素案の作成の依頼を受け、作成した地図を、町へ提出することとなっております。このことから、今回、町が変更しようとする部分に関する、目標地図素案につきまして、議案として提出させていただいたものです。 変更する部分につきましては、地域計画の地区数は５地区、農地の数は１０筆となっており、変更の理由としては、いずれも転用申請する部分のみを地域計画から除く、といったものです。 変更する地図の詳細につきましては、タブレットへ掲載しておりますので、そのファイルをお開きください。（地図について説明する） また、本議案が可決されました後の事務処理としましては、事務局から町へ可決されました目標地図素案を提出し、その後、町が、地図と一体となった変更に係る地域計画について、関係機関の意見聴取を行うこととなっております。関係機関の中には農業委員会も入っていますので、町から変更計画に係る意見の照会が今後ありますが、その変更計画が、本総会にて可決いただいた目標地図素案の内容を踏まえた計画となっておることが確認された場合は、農

	業経営基盤強化促進法の基本要綱第１２の５の規定より、事務局長の専決にて、町へ回答させて頂きたいと思っております。
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第４号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第４号議案につきましては、提案のとおり決定しました。 その他に移ります。 事務局の説明を求めます。
藤本局長	私の方からお伝えするその他は３点ありますが、１点ずつ説明させていただきます。 まず１点目としましては、貸付希望農地についてです。 今回は２件来ており、１件目の受理日が５月８日。佐川地区の６筆で合計面積が約３．２反。貸し付け条件は特になく、賃料もタダでも構わないとのことでした。
会長	１点目につきましては、事務局から配布されている航空写真を参考に、皆さんで借りてくれる人を探してください。 ２点目の説明をお願いします。
藤本局長	つづきまして、２点目としましては令和７年度田畑売買価格についてです。 こちらの調査につきましては、全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎資料とするために毎年行われています。 調査する売買価格は、実際に取引された売買価格そのものではなく、調査時点の５月１日現在で各地区において売り手・買い手双方が妥当とみて実際に取引されるであろう、収量水準や生産条件が標準的な田・畑の価格となります。

	令和６年度に報告した固定資産税の評価額と売買価格を記載していますが、今年度としての価格はどのようにでしょうか？
会長	２点目の田畑売買価格ですが、それぞれの地区の委員さんに聞いていきたいと思います。 佐川地区（斗賀野、尾川、黒岩、加茂）はどうですか？
	【各地区の委員から令和７年度の田、畑の売買価格の金額を聞き取り、その金額で確定してよいか採決を行い可決した。】
藤本局長	つづきまして、３点目の道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整について、を説明いたします。 【県からの意見照会文書の内容を説明し、照会に対する回答について、委員に意見を求める】
	【３点目の道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整について、農業委員会の回答としては、「特に意見がない」ことが採決により決定した。】
藤本局長	つづきまして、４点目は先月に引き続き、情報共有・意見交換です。 先月欠席されていた委員さんもいらっしゃるので、再度説明させていただきますが、先月から総会の際に各委員の皆様が持っている農地や農家の情報を共有したり、いろいろなことでの意見交換をしたりする場を設けて、農地の最適化活動、農地の集約化・集積化、遊休農地の解消、新規参入へ繋げたいと思います。 先月の際は、地域おこし協力隊に在籍していた方が３月末で卒業し、その後農業をやっている人がいることや、尾川に移住してきた際に３条で農地を手に入れた方が頑張って耕作していること、新規

	就農者に関する補助金などの情報をもっと広く広めてほしいといった意見が出ていました。 今回も皆様の活発な情報共有・意見交換をしていただけたらと思います。 私からは以上です。
会長	その他、特にないようなので、これで第24回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。 次の定例総会は、6月26日 木曜日 午後1時半から、佐川町役場2階大会議室で行いますので、ご注意ください。 なお、来月はタブレット端末を使用した現地確認アプリの操作研修会も行いますので、皆さん忘れずに充電をしてきてください。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長：

議事録署名人：

議事録署名人：
